

食育基本法の概要等

1 食育基本法の概要

栄養の偏り、不規則な食事、孤食や個食の増加、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全、自給率の低下、食べ残しや廃棄の増加に伴う環境問題など、我が国の食をめぐる問題に対処するため、平成17年6月に制定。

(1) 目的（第1条）

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康的で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与

(2) 食育推進基本計画等

- （国の）食育推進会議は、施策の総合的・計画的な推進のため、食育推進基本計画を作成（第16条）
- 都道府県（都道府県食育推進会議）は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画を作成するよう努めなければならない（第17条）

(3) 基本的施策（第19～25条）

- 家庭、学校・保育所等、地域における食育推進
- 食育推進運動の展開
- 生産者と消費者との交流促進、環境と調和の取れた農林漁業の活性化等
- 食文化の継承
- 食品の安全性、栄養、食生活に関する調査、研究、情報の提供

2 現行計画「あいち食育いきいきプラン2015」を改正する背景

(1) 計画期間の満了

平成23年度から平成27年度までの5年間

(2) さらなる食育の推進

- 一定の成果がみられるものの、十分に実践されていない
- 健全な食生活を実践できる人を育てるためには継続した長い期間での取組が必要
- 県計画の基本となる国の食育推進基本計画は、平成27年度末を目途に改定予定

3 国の次期基本計画の検討状況

第3次食育推進基本計画 骨子（案）の重点課題

- 若い世代を中心とした食育の推進
- 多様な暮らしを支える食育の推進
- 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 食の循環や環境を意識した食育の推進
- 食文化の継承に向けた食育の推進